

令和4年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和4年2月21日（月曜日）

議事日程第1号

令和4年2月21日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第3号
- 日程第6 議案第4号から同第14号まで
- 日程第7 議案第15号から同第21号まで
- 日程第8 議案第22号から同第25号まで及び同第30号から同第32号まで
- 日程第9 議案第26号から同第28号まで及び同第33号
- 日程第10 議案第29号
- 日程第11 請願第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第3号
- 日程第6 議案第4号から同第14号まで
- 日程第7 議案第15号から同第21号まで
- 日程第8 議案第22号から同第25号まで及び同第30号から同第32号まで
- 日程第9 議案第26号から同第28号まで及び同第33号
- 日程第10 議案第29号
- 日程第11 請願第1号

〈応招議員〉 17名

〈出席議員〉 17名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君			

〈欠席議員〉 1名

18番 田原 実君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	五十嵐	久英君	市民部長	渡辺	成剛君
産業部長	斉藤	喜代志君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	渡辺	孝志君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	嶋田	猛君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大嶋	利幸君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長	斉藤	浩君	都市政策課長	五十嵐	博文君
会計管理者	嵐口	守君	ガス水道局長	樋口	昭人君
会計課長兼務			教育長	靄本	修一君
消防長	小林	正広君	教育委員会子ども課長	磯野	豊君
教育次長	磯野	茂君	教育委員会生涯学習課長		
教育委員会子ども教育課長	富永	浩文君	中央公民館長兼務	穂苅	真君
教育委員会文化振興課長	伊藤	章一郎君	市民図書館長兼務		
市民会館長兼務			監査委員事務局長	山川	直樹君

〈事務局出席職員〉

局長	松木	靖君	次長	松村	伸一君
主査	川原	卓巳君			

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和4年第3回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、田原 実議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、新保峰孝議員、14番、宮島 宏議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月14日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

去る14日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

本日招集されました、第3回市議会定例会に提出された議案は、お手元配付の議案書のとおり、条例の制定及び一部改正が12件、令和4年度の当初予算が11件、令和3年度補正予算が6件、その他が2件、人事案件が1件の、合計32件であります。

このうち、議案第3号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第12号）につきましては、本定例会初日に、また、議案第34号、教育委員会委員の任命については、最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

このほか、議案第4号から同第14号までの令和4年度の当初予算議案につきましては、申合せ

により、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、ご審査いただくこととし、その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

予算審査の進め方についてであります。会場を第二委員会室として、新型コロナウイルス感染症対策のため、前回と同様、説明員が多数にならないように、課ごとに審査いただくこととしております。

また、課の順につきましては、出先機関に往来に時間がかかる部署、また、災害等や外来患者への対応に備える部署については、その日の最初に審査し、それ以外については、款の順をベースに、課の順とし、4日間で審査いただくこととしております。

次に、会期につきましては、2月21日から3月22日までの30日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

この中で、一般質問につきましては、期日までに申入れがあった方は17名であります。これを初日5人、2日目5人、3日目5人、4日目2人で行うこととしております。

次に、請願の取扱いについて、申し上げます。

請願第1号、最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた意見書の採択を求める請願の1件が受理されております。こちらは、建設産業常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会、及び市民厚生常任委員会の各常任委員長より、閉会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議会運営についてであります。会議における録画映像配信方法の変更について、事務局から、現行の生中継と録画中継の配信を業者へ委託しているところを、録画中継の配信については、これまで公開までの期間が1週間かかっているところを短縮するため、令和4年度から、事務局が映像編集作業を行い、動画配信サービス、ユーチューブにアップロードしようと検討を進めているとの説明を受け、了承しております。

糸魚川市のホームページでの見た目は、現行と同様に、会議名と議員名からアクセスし、視聴できるようにするとのことあります。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの30日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの30日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和4年第3回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります令和4年度予算をはじめ、条例改正や補正予算など、32件の議案について、ご審議をお願いいたしたいものでありますが、この機会に5点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症への対応について、前回の臨時会での行政報告以降の動きについて、ご報告申し上げます。

既に報道されているとおり、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで延長となり、市内でも感染者の発生が続き、2月に入って20日までで63例、通算で249件、当市職員では8例の感染者が確認されております。

その中で糸魚川小学校と大和川保育園において集団感染が発生し、糸魚川中学校と青海中学校、青海小学校においても感染者が発生したことから、臨時休校、休園の対応を行っております。

まさに、いつ誰が感染してもおかしくない状況であり、基本的な感染対策の徹底について、改めて市民の皆様をお願いするとともに、関係機関と連携しながら感染拡大防止に努めてまいります。

新型コロナワクチン接種につきましては、3回目の追加接種を昨年12月20日から開始いたしておりますが、2月17日現在の接種率は9.1%であります。

また、5歳から11歳を対象とした小児接種は、現在、医師会や医療関係者と連携しながら準備を進めており、3月下旬から接種を行う計画といたしております。

次に、自宅療養者への生活支援については、これまで県が行ってまいりましたが、3月から当市においても自宅療養中の方へ食料品等の支援を行う予定といたしております。

2点目に、来海沢地すべり災害における融雪期の避難対応について、ご報告申し上げます。

今後、融雪期を迎えるに当たり、2月14日から4月下旬を目途に、来海沢地内県道西側地区7世帯17人に対して、再度の避難指示を発令し、融雪期における地区住民の安全を確保する体制といたしました。

引き続き、気象情報に注意するとともに、現地巡視や警報機器の観測等により、土砂災害への警戒を行ってまいります。

3点目に、職員の処分について、ご報告申し上げます。

2月1日、教育委員会子ども課所属の会計年度任用職員について、戒告の懲戒処分を行いました。処分理由は、速度超過であり、令和3年8月に北陸自動車道を新潟方面に走行中、50キロ以上の速度超過をいたしましたものであります。

引き続き、職員に対し交通法規遵守の徹底を図るとともに、交通安全意識の向上に努めてまいります。

4点目に、市役所及び小中学校への爆破予告対応について、ご報告申し上げます。

2月8日、市役所宛に「2月14日に市役所、市内小中学校を爆破する」という内容のメールが届きました。

当日は、市民、児童生徒等の安全を最優先とするため、市役所本庁舎を臨時閉庁とし、全小中学校を臨時休校、並びに同一敷地内の保育園・幼稚園等を臨時休園とするなどの措置を取り、警察、消防、職員が警戒に当たりましたが、爆発物は発見されませんでした。翌15日に庁舎、校舎等の安全確認を警察と連携して実施し、全施設について安全確認ができたことから、通常どおり業務、学校等を再開いたしました。

今後、警察に対して被害届を提出する予定といたしております。

最後に、令和3年度国の補正予算の内示状況について、ご報告申し上げます。

昨年12月20日に成立した国の補正予算において、当市に関連する事業の内示状況をお手元に配付いたしましたのでご覧願います。

市営事業では、4件、約2億円で、主なものは、汚水処理施設の更新となっております。

県営事業では、6件、約6億8,000万円で、主なものは、治山事業となっております。

国の直轄では、8件で、当市を含めた事業費は、約14億1,000万円で、主なものは、各箇所砂防事業となっております。

合計で、18件、約22億9,000万円となり、市営事業については令和4年度への繰越事業となりますが、速やかに事業着手してまいりたいと考えております。

詳細は資料のとおりでございますが、今後、採択の段階で事業費が変更となる場合もありますので、ご了承願います。

以上、5点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様から、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は、終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の1月18日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、公共施設と第三セクターの管理と運営についてで、内容は、リスク分担の考え方についてであります。

担当課から、指定管理者制度で公共施設を管理する場合には、基本協定において必要な事項を定め、その中でリスク分担も定めている。一般的に考えられるリスクは、社会情勢の変動、管理運営、事業の継続、管理権限の4つに分類されているという説明の後、新型コロナウイルス感染症による指定管理料の対応について、令和2年度と令和3年度の目的、基本的な考え方の違いについて、説明がありました。

令和2年度は、感染拡大防止のため、市の指示により行った休業や利用制限、国の緊急事態宣言による行動自粛の影響により売上げが大きく減少した指定管理者に対し、リスク分担に基づき損失を補填することが目的で、基本的な考え方は、原則として減少した売上げに対し施設の運営継続、維持管理上で必要な固定経費について補填する。事業支援のため、国・県及び市が行う各種支援制度について最大限活用するものとし、その支援分については、指定管理者の収入とする。支援分の収入も含め、年度全体の収支において損失が生じた場合、その原因が新型コロナウイルス感染症の影響によるものと判断されるときは、原則として、その損失分を補填するというものであった。

これに対し、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のため、売上げが大きく減少した指定管理者に対し、リスク分担に基づき損失の一部を負担することが目的で、基本的な考え方は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと考えられる令和3年4月から10月までの7か月間の収支について、平成29年から令和元年度までの3か年における同期間の平均収支を比較した額を負担。指定管理者は、事業支援のため、国・県及び市が行う各種支援制度について最大限活用するものとし、その支援分については、指定管理者の収入とする。11月以降の収支については、必要が生じたときは、別途協議する。負担額を除く令和3年度の最終収支の損失額を負担額の上限とする考え方であるという説明がありました。

委員より、第三セクターが管理している指定管理施設のリスク分担は、明確にしておかないとおかしい。株式会社能生町観光物産センターには、鮮魚センターや、かにや横丁、土産物や飲食店などのテナントもあり、権現荘とタイアップしてイベントを行うものと思う。市が所有している公共

施設であるのに、リスク分担の明確な説明がないから大きな問題になっている。リスク分担のルールづくりについて、議論できないのであれば意味がない。権現荘は、市の所有施設であるから、市が間に入り、ルールに基づき協議しているはずである。個別施設の具体的な問題だから議論ができないというわけにはいかないのではないかと質疑があり、副市長より、今回は、新型コロナウイルス感染症に係るリスク分担、費用負担の在り方ということで、総務部の職員が説明員として出席している。委員会では、指定管理や第三セクターの細かな基本部分の調査を行いたいものと受け止めた。今後、施設を所管する産業部の職員も含めて、調査する場を設けられるのであれば、進めさせていただけたいと答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染症というものが災害級であるということは、皆、認識している。しかし、公の施設ばかり特別扱いしてもいいのか。新型コロナウイルス感染症は、いろんな分野に影響が出ており、それを幅広く救うのが行政の役目である。権現荘のリスク分担の中には、月給やボーナスなどの経費も含まれているのかなどの質問があり、担当課より、指定管理者選定委員会においても、令和2年度は、市がリスクを取り過ぎたという意見もあり、令和3年度は、負担の考え方を変えた。新型コロナウイルス感染症が、災害ではなく、市がリスクを負担しないという選択肢もあるが、その場合は、公の施設として存続できるかという判断も必要と思っている。行政としては、公の施設として存続すべきということであれば、存続できる方法で管理者を公募しなければならないと考えている。今回のリスク分担の中には、施設に通常係る経費については、全て含まれているものと考えたと答弁がありました。

委員より、指定管理の役目は終わったのではないかと。他市の状況などからも民間譲渡ができるのであれば、譲渡すればよいのではないかと意見があり、副市長より、行政改革という観点で、第三セクターや指定管理が、市の財政に影響を与える負担を続けるのは適切ではないと考えている。地域振興を目的に設立した施設が、今その目的のままでいけるのか。あるいは見直して、今後進んでいくか判断をしなければならない時期ではないかと考えていると答弁があり、委員より、総務文教常任委員会として、指定管理そのものの在り方を見直す必要がある。他市では既に進めており、今年度から来年度に向けて答えを出そうとしている。指定管理者に対し、ボーナスや月給についても補填しているというのは、民間では絶対にあり得ない。市民が納得できる状態とは言い難く、見直す必要が出てきたという意見がありました。

委員より、第三セクターの管理運営は、糸魚川市が平成17年に合併したときに、合併前の公共施設の目的を踏襲してきた傾向があると思う。期間が経過していることから、行政と議会で協議したいが、その場合は、施設ごとに各常任委員会で議論していくのかという質疑に対し、担当課より、基本的には、施設ごとの性格によって在り方や目的が違ってくるため、施設を所管している担当課でなければ、深い議論ができないと考えていると答弁がありました。

委員より、市内の施設で、譲渡したほうがいいのか、赤字であっても糸魚川の名物にしていくような施設にしたほうがいいのかについて、議論できる場がない。各常任委員長で議論すべきなのかもしれないが、糸魚川市の財産を活用しないで終わってしまう前に検討してもらいたい。不要な財産は処分するという議論も必要ではないかという質疑に対し、担当課より、施設の適正配置や複合的な統合ということもあるが、糸魚川市は、総量的に非常に施設そのものが多いことから、今後もこのまま全て維持していくのは難しいため、どのような形で適正配置を進めるかという議論は必要

である。議論の進め方については、委員会と相談しながら進めていきたいと答弁がありました。

このほかにも、質疑・意見等がございましたが、報告は、割愛させていただきます。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、近藤新二建設産業常任副委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤副委員長。〔16番 近藤新二君登壇〕

○16番（近藤新二君）

おはようございます。委員長が休みのため、代わりにご報告させていただきます。

建設産業常任委員会では、1月12日、2月9日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、運輸行政について、都市計画について、中心市街地活性化についての3項目であります。

まず、運輸行政については、1月12日に、糸魚川市地域公共交通網形成計画の（3年間の）延長に伴う修正について調査をしておりますので、概要をご報告いたします。

担当課より、糸魚川市地域公共交通網形成計画の延長と修正について、様々な事業に取り組んできたが、事業の実施に重点を置いてきたことから、事業の振り返りと改善が不十分であること、新型コロナウイルスの影響により、事業効果の測定が困難であることを理由として、計画期間を令和6年度末まで延長することとした。今回の修正において基本的な方針に変更はなく、部分的な修正を行う。

修正内容は大きく2つ、1つは、計画期間を令和3年度から令和6年度に延長するに当たり、関連した施策、個別事業の実施時期、スケジュール等の修正であり、もう一つは、計画を策定した平成29年度3月以降、現状と異なっている部分に関することで、押上新駅が令和3年3月に開業したことを追加するとともに、計画策定時点と令和3年時点の内容を分かりやすくするため、計画策定時点等の文言を追記している。

また、状況整理として、今村新田駅の整備は、今後の社会情勢等の変化も踏まえて検討する旨を

追記したと説明がありました。

この説明に対して委員より、今村新田駅の今後の整備予定について、また住民説明について質疑があり、担当課より、高校生も計画策定時と比べ、人数も大分減ってきており、駅の利用状況を見ながら検討は続ける。今村新田の住民説明としては、駅建設の見送りの方針を決めた平成29年度末に、田沢地区の八久保支館、須沢支館に出向いて先送りにしたい旨の説明を行ったと答弁がありました。

また、委員より、データが古いように感じるが、最新のものをお願いしたい。県の最近の交通網の計画、新しい交通網の在り方等を入れた計画とするよう検討してほしいとの意見が出され、担当課より、今回示した計画は、最初の計画の時点修正が主な内容となっている。デマンド交通ほか、いろんなツールがある中、糸魚川にとってよい手段の研究をしているが、まずは糸魚川市で初めての交通政策の実施計画を最後までやり切ろうという発想で、1つの事業において何度も地域住民とやり取りをし、PDCAを行い、併せて、デマンド交通の導入など、地域住民と打合せをして、次の第2期の計画により、糸魚川にふさわしいものを取り込みたいと答弁がありました。

また、委員より、地域の方々の協議会や市のアンケートなど、出された意見について質疑があり、担当課より、歩くことが困難でバス停まで行くことがきついという意見や、そういう方がおられることに対して、公共交通でできるところと地域の方が主体的になって一緒にやっていただくところがあると思う。庁内で解決に向け話し合い、検討を進めていると答弁がありました。

また、委員より、分かりやすい運賃体系の検討について質疑があり、担当課より、今の路線バスの運賃体系が距離制となっており、距離が延びるたびにメーターが上がるので、実際乗って降りるまで運賃が分からなくて不安だとの声を聞いている。ほかの自治体では、均一運賃や上限を定めた運賃体系としているところがあるので参考にして、修正すると答弁がありました。

ほかにも関連に質疑が交わされていますが、割愛させていただきます。

また、2月9日にも、運輸行政について、えちごトキめき鉄道の運営について調査を行いました。概要をご報告いたします。

担当課より、えちごトキめき鉄道株式会社は、平成27年3月の開業後、施設整備費用が当初の想定よりも多額に及んでおり、経営は厳しい状況。沿線にある8か所の変電所の大規模更新等も喫緊の課題となっている状況。令和2年4月に運賃改定を行い、収支の改善を見込んできたが、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少し、運賃改定の効果が失われている状況。新型コロナウイルスによる影響については、新型コロナウイルス感染症の流行前と、その後の収支を比較した場合には、旅客収入、線路使用料、運輸雑収を合計したものでは、コロナ前3年では、平均37.9億円であった営業収益が、令和2年度は約33.4億円、令和3年度の見込みでは約33.6億円と、2年間で約8.8億円の減収となっている。

こうした状況を踏まえ、県と沿線3市でえちごトキめき鉄道が安定経営を維持するためのコロナ減収分への支援について協議を進めており、抜本的な経営改善策について、えちごトキめき鉄道を加えたえちごトキめき鉄道再生協議会を設置して、協議を進めている状況と説明がありました。

この説明に対して委員より、変電所の更新工事はどれぐらいの金額がかかるのか。また貨物の線路使用料の値上げをするなど、収入を増やす工夫をしていく必要があるのではないかと質疑があり、担当課より、JR時代に造られた変電所で、海に近く、塩害があるため想定していた以上に老

朽化が進んでいる。耐用年数が来ると更新を行うということで対応し、数十億円かかると言われている費用をなるべく圧縮できるように会社で検討している。線路使用料は85%ほどの収入になっており、会社と県と一緒に国からの支援について、引き続き要望していくと答弁がありました。

委員より、県から支援をするという報道があったが、市の考えはどの質疑があり、新聞報道については、県の負担額は、その責任の部分と捉えているが、糸魚川市が幾ら負担することについては、補正予算の部分で議会にお願いしていくことになるので、答弁は控えたいとのことでした。

委員より、上越市は、市役所職員が週1回、えちごトキめき鉄道なりを利用して通勤するという形を取っているが、糸魚川市役所のえちごトキめき鉄道の利用を進めていかないと、市民やえちごトキめき鉄道が納得しないのではないかと質疑があり、副市長より、えちごトキめき鉄道を利用して通勤できるものは、できるだけ利用してもらいたいと職員に呼びかけをしている。通勤手当は、定期代を支給する制度になっており、公共交通機関を利用して通勤をしてもらうことが、働き方改革につながるという考え方で、さらに進めていきたいという答弁がありました。

続いて、都市計画については、1月12日の委員会において、糸魚川市移動等円滑化（バリアフリー）促進方針の策定についてを調査しており、担当課より、まちのバリアフリー化には個々の建物だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化が必要、方針策定の背景として、バリアフリー新法の施行改正とともに、駅北大火による復興まちづくり計画、立地適正化計画と連動した取組が必要となっていることから、一昨年度から本指針の策定を進めてきた。移動等円滑化促進地区の選定は、立地適正化計画都市機能誘導区域、居住誘導区域、駅や商業、医療、福祉施設等の施設を含むエリアを考慮し、重点的にバリアフリー化を進める地区として、能生、糸魚川、青海地域において5地区を選定した。

バリアフリー化の現状と課題では、障害をお持ちの方や子供たちが利用する目線から頂いたご意見を踏まえ、点字ブロックや白線の早期修繕、関連施設の維持管理、道路空間を利用するマナー、案内方法の改善など、心のバリアフリー、ソフト的なご意見も多く頂いており、今後の課題としてまとめていると説明がありました。

この説明に対して委員より、能生駅周辺での駅の階段は、非常に使いづらい、早急に対応してほしいと意見が出され、担当課より、今回の方針は、具体的な事業を盛り込んだものではなく、これからの方針を示したものである。まち歩き等を行い、地域の方、障害者の方からも意見があった能生駅の階段の部分は、協議会にも入っている鉄道事業と情報共有しながら、今後検討していきたいと答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが、割愛させていただきます。

また、都市計画について、都市再生整備計画事後評価（糸魚川駅北地区）の調査についても、併せてご報告いたします。

担当課より、糸魚川市駅北地区都市再生整備計画の事後評価は、今後のまちづくりの進め方を市民と共に検討していくため、整備事業によって得られた成果や、その実施過程などを客観的に評価・分析し、市民に分かりやすく伝えることを目的とする。また目標としては、回遊性を高めることにより、町なか全体を歩いて楽しむこと、市内外からの誘客を図ること、交流の場づくりを図ることの3点である。さらに、それを図る指標を、本町通りの町なか歩行者数、ジオパルの年間来館者数、まちづくり団体による地域活性化活動への参加者数としたが、町なか歩行者数は、目標値

に達しておらず、近年の傾向でも改善が見られない結果となった。その要因に、新型コロナウイルスによる外出自粛や令和元年夏以降の道路工事が、本町通りの歩行者数に影響を与えたものと捉えている。ジオパル来館者数は、目標値には達していないものの、回復の傾向が見られる。まちづくり団体による地域活性化活動への参加者数は、目標値を上回る結果となっており、自治会活動の活性化、シンポジウムの開催、駅北まちづくり戦略の策定で、まちづくり活動に対する機運が高まり、活動への参加者が増加したものと捉えている。また、キターレ来館者数、トワイライトエクスプレス入込人数、創業件数についても駅北地区のまちの活性化の状況を表すと捉え、参考にしていく。

今後のまちづくりの方策については、駅北まちづくり戦略の推進により、公民連携の取組を推進すること。若者や子育て世代がまちに増えることで、高齢者も含めた多様な世代が集い、交流し、安心して住み続けられる中心市街地の形成を目指し、子育て機能を有する施設、施設整備を推進すること。本町通りにおける不燃化、雁木整備への支援を継続することにしていくと説明がありました。

この説明に対して委員より、看板の設置とまち歩き資料について質疑があり、担当課より、案内看板の設置は、誘導サイン19基、解説サイン15基、案内看板9基であり、まち歩きマップなど、引き続き検討していく。たくさんの方に滞在していただける仕掛けとしていきたいと答弁がありました。

また、別の委員より、町なかの駐車場には、すぐ分かるような案内看板をとの意見が出され、担当課より、本町通りの雁木の景観を配慮し大きな看板は、あえてつけていないが、検討したいと答弁がありました。

ほかにも、キターレにおける高校生の学習環境整備について質疑がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

続いて、中心市街地活性化については、1月12日と2月9日の委員会において、駅北子育て支援施設の検討状況について調査しておりますので、併せてご報告します。

1月12日は、担当課より、市民との懇談の概要として、昨年5月から11月までの間で、延べ31団体268名と意見交換をした。子育て世代から聞いた子育て機能に関しての意見・要望には、屋内遊戯場への意見・要望が多く、プレイルームは対象者を小学生まで広げてほしい。こういう遊具が欲しい。駐車場を含めた屋外設備の充実や運営に対する意見などを頂いた。

また、平成30年の市民会議からの、これまでの懇談で出された子育て機能以外の機能についての意見を、観光、防災、商業などの区分に整理分類した。今後、民間事業者の参入意向なども把握しながら、機能の複合化の検討を整備スケジュールの見直しとともに進めていく。また、今後計画敷地を広げて検討していくときの旧東北電力ビルの解体費は、平成29年に概算を検討したときは全体で5,200万円であったと説明がありました。

加えて、民間事業者への聞き取りと意向把握をするために整備手法の方針を定めていくことから、基本計画の策定は、当初からずれ込み、4月以降になる見込みであることなど、今後のスケジュールについて説明されました。

この説明に対して委員より、旧東北電力ビルの解体費について、アスベストが入っていると聞いているが、その処理費も含むのかとの質疑に対して、担当課より、当時外観目視により調査をしたときの金額であり、現在、詳細な調査をしていないので、事業費に含まれていないと答弁がありました。

た。

また委員より、あそこのエリアに物を建てることによって、国からの補助金が約50%入ってくると思うが、改修した場合と新築した場合の補助率は違うのかと質疑があり、担当課より、改修か新築かではなく、何のためにこれを建てるのかというところで交付金が国から来るので、糸魚川市の方針でこういう建物を建てる。そのために壊す費用がかかるということに対して、50%は交付されると答弁がありました。

これに対して、委員より、交付金が使えるにはあそこの場所がいい。建物の概算工事費を想定した資料で、議員に説明してほしいと要望がありました。

また、委員より、市民の方からの意見として、ベビーカーの置き場を作る。2階の飲食スペースにドリンクの自動販売機を置く。野外に屋根つきの広場を設置する。東北電力側にも出入り口をつくり非常口を設ける。障害者に利用できる設備とするの5点を計画に反映してもらいたいと要望があり、これに対して担当課より、今後の予定において、実施設計の中で要望に沿える形で設計を進めていきたい。この施設は民間活力を活用する可能性もあり、その点も考慮していきたいと答弁がありました。

委員より、公民連携の形として、指定管理者制度、DBO、PFIなど行政側としての方向性について質疑があり、担当課より、民間との連携はある程度必須だと思っており、できれば今の指定管理者から、もう一步、二歩でも民間が主体的になって運営していただけることを目標にスタートを切りたいと答弁がありました。

また委員より、子育て支援センターは、現在市内に4か所あるが、それはそのまま生かすのか、また、計画にあるプレールーム、遊び場は、糸魚川市がモデルとして参考にしてしている施設はあるのかとの質疑に対して、担当課より、市内にある子育て支援センターのうち、現在やまのい保育園にある子育て支援センター機能をここへ移したいという話であり、ほかは、ここに集約することは考えていないと教育委員会から伺っている。参考となる施設については、教育委員会もいろいろなところを見て、上越のオーレンプラザが施設規模はともかく、運営方法やサービス内容について参考にしていないと伺っていると答弁がありました。

2月9日の委員会では、駅北子育て支援施設の新しい機能について、他市町村の事例が示され、前回の資料と併せて説明がありました。

担当課より、敷地については、旧東北電力ビルを解体して使っていきたいと前回の委員会で示した。子育ての市民のニーズと行政的な課題をまとめたものと、その他の市民ニーズと民間の参入意向によるものとミックスして、1,500平方メートルの敷地の中で実現可能なものを練り上げていく。具体的に定まっていないと説明がありました。

委員より、旧東北電力ビルを解体する場合のアスベスト撤去処理について質疑があり、担当課より、今後、専門業者に委託し、アスベストの有無を確認し、基本計画をつくる中で、撤去費も含めた事業費を出すと答弁がありました。

委員より、民間事業者にサウンディングをするに当たり、規模、内容について最低限どのような説明をするのかと質疑があり、担当課より、敷地の面積や2巡目懇談会の情報を出して、どのような事業手法が可能なのか探っていきたいと答弁がありました。

委員より、前回、子育て支援以外の要望についてもヒアリングすると機会を設けると聞いていた

が、経済団体やまちづくり団体等に意見を聞くことはあるのかとの質疑があり、担当課より、経済団体なり、いろいろな方々にお話しした経緯があり、今後も同じようにさせていただく予定。商工会議所とは、早い段階で懇談の機会を持ち、先日も会議所の賑わい創出特別委員会の方が来られ、提案をしたいとお話を聞いたと答弁がありました。

委員より、施設の運営のパターンごとの整備完了までのスケジュールについて質疑があり、担当課より、指定管理制度の場合は、実施設計、工事等行政の発注なので、1年から2年と考えている。PFI、DBOについては、施設規模や民間事業者からの最終的な提案時期、審査の内容等により延びる可能性もあり、読み切れないと答弁がありました。

委員より、委員会協議会で参考とした他の市の施設では、図書館が重要視されているが、もし計画に入れるとしたらどの程度のものとなるのかとの質疑があり、担当課より、お子さん向けの絵本のコーナーなら幾らでも可能だが、本格的な図書館となると、行政として今の図書館をどうするか、併せて考えていかなければならないので、どう扱っていくかキックオフ的に打合せを始めるところだと答弁がありました。

委員より、市民・団体から絵本コーナーとか図書館という意見も出ており、委員会協議会で参考とした施設も、子供や母親を中心とした図書館を完備しているというところがほとんどだった。ある程度の規模のものが必要と思うが、担当課で先進地へ出向いて調査する考えはあるのかとの質疑があり、産業部長より、教育委員会施設に絡んでいくところは、調整しながら先進地を見る必要はあると思う。検討させていただきたいと答弁がありました。

委員より、機能の要望が増えた場合でも、建設資金のめどは立っているかと質疑があり、担当課より、どのような建物になるか、どのような整備手法になるか検討している最中であり、財源の措置については、今のところ未定としか言えないが、他市の事例のように国土交通省や様々な省庁の補助金を活用して、市民のためになる施設を造っていきたいと答弁がありました。

ほかにも質疑が交わされていますが、割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の閉会中の所管調査報告といたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

質問させていただきます。

ただいまの委員長報告は、正副委員長一任のものですか。それとも各委員から意見が出たものですか。その意見を必ず言えと言われたものですか。その原稿には、目を通しましたか、どうですか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時57分 休憩〉

〈午前10時58分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤副委員長。〔16番 近藤新二君登壇〕

○16番（近藤新二君）

先ほど古畑議員の質問なんですけど、ほかの議員の皆様から、委員長、副委員長に一任するという旨を頂きまして、これを言え、あれを言えというのは、委員からは言われておりません。

それと、最後の私が、この委員長報告を一読したのかという意見については、先週もう頂いてまして、一応、一読はしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

内容について聞きたいこともたくさんありますが、今、副委員長が言われたように委員長不在の中で聞くのも酷だと思います。

ただ、委員長報告というものは、委員長に付託されたわけじゃないんだ。正副委員長に付託された。その長過ぎるということ、基本的には、議事録を読んでもかと思われるほど長い。もう少し正副委員長は、要約して話すべきだ。事務局もこれを容認しない。全体に長いというのは、前にも議会のときに指摘したはずだ。委員長が幾ら留守だとしても、それを読むのが副委員長の役目だ。けど、その原稿は、委員長のものではありません。副委員長、正副委員長のものだ。その原稿を作るに当たっては、正副委員長の責任においてやるべきだ。全体に、私は長いと思います。

また、交通ネットワーク等の公共ネットワークの問題については、現状でもやはり問題になっている大糸線の問題とかも協議すべきでしょう。そして、その中において、公共事業というのは、どういうものかというものをしっかりと話し合うべきだ。建設産業がやるべきことは、そういったことも委員会として務めるということで、図書館やそこらを論議すべき常任委員会じゃあないでしょうが。

その辺は、よく委員長にお伝えください。終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中の2月3日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、新型コロナウイルス感染症対策についてで、内容は、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

1月31日時点におけるワクチンの接種実績と追加接種の計画等について、担当課より説明がありました。

担当課より、ワクチンの追加接種は、ファイザー製とモデルナ製の2種類あり、各会場等により決められている。接種時期については、2回目接種終了日を起点とし、医療従事者、高齢者施設入所者及び従業員等は8か月後を6か月後に前倒しされ、3月以降、65歳以上の高齢者は6か月後に、その他の方は7か月後に前倒しされる。接種券は前倒し時期に合わせて、週ごとに順次発送する。接種体制としては、開業医15か所、糸魚川総合病院、能生国保診療所で行い、4月からは糸魚川総合病院、能生生涯学習センターで集団接種を行う。ワクチンの供給については、現在、4月までに2種類のワクチン合わせて2万7,192回分配送されることが県から示されている。5歳から11歳の小児ワクチン接種については、対象者数約1,900人に対し、ファイザーが3月までに800回分配送されることが県から示されている。2回接種が必要で、現在、接種体制について医療機関と調整中である。また、職域接種については、デンカ株式会社青海工場で計画されている。よく心配される副反応についてや3回目接種の安全性と効果について、1・2回目の接種をまだ受けられていない方も、令和4年9月30日まで無料で接種が可能なことなどが示されている、厚生労働省のリーフレットを接種券とともに発送しているという説明がありました。

委員より、小児ワクチンの接種について質疑があり、担当課より、ファイザーの小児専用ワクチンを1回当たり、大人より若干少ない0.2ミリリットルを2回接種する。1回目と2回目の間隔は、3週間空け、接種に当たっては、保護者の同意・同伴が必要であるとの答弁がありました。

委員より、透析患者で、糸魚川総合病院での接種を希望する方の接種時期について質疑があり、担当課より、基礎疾患のある方として早く2回目を打っているのも、糸魚川総合病院では、3月7日から予約が可能になるため、接種券が届いたら早めに予約をしていただくなどの対応していただいたとの答弁がありました。

委員より、市民への周知について質疑があり、担当課より、幅広い年代の方への周知については、

接種券とともに厚生労働省のリーフレットを送付しており、2月10日号のおしらせばんで、心配される副反応についてページを割いて説明する。戸別受信機を利用して周知もしているが、市民の皆様の心配を払拭するためにも、様々な手段を活用するとともに、市民の皆様の声に応え、コンパクトに分かりやすく伝える努力をしていきたいとの答弁がありました。

同様に、接種会場までのタクシー料金補助の周知についても質疑があり、担当課より、自宅と接種会場の間の移動手段がない方が対象になる。都市政策課の業務になるが、様々な手段を活用し、伝えていきたいとの答弁がありました。

委員より、ワクチンの確保について質疑があり、担当課より、糸魚川市への供給量は、1・2回目のときは、なかなか示してもらえなかったが、今回4月分までに、18歳以上の接種対象者約3万3,200人に対して、8割の量が供給されることが示されており、1・2回目ほど困らないのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、ワクチンの総供給量においては十分かもしれないが、2種類のワクチンのうち、接種希望がどちらかに偏った場合、どのように対応するかと質疑があり、担当課より、ファイザーよりモデルナの供給量のほうが多い。モデルナの安全性をお伝えしながら、両方のワクチンを接種できる環境を整え、選択して受けていただきたいと考えているとの答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項についての調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

○議長（松尾徹郎君）

ここで、10分間の休憩をいたします。再開を20分といたします。

〈午前11時08分 休憩〉

〈午前11時20分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第3号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第3号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第3号は、令和3年度一般会計補正予算（第12号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億2,230万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、7款商工費の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の追加、8款土木費、道路除排雪事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金と所要の一般財源については、特別交付税を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

ご説明いたします。

まず最初に、補正の内容につきまして、資料でご説明いたします。お手元に配付いたしました議案第3号資料、一般会計補正予算（第12号）の概要をご覧ください。

1、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、国による、まん延防止等重点措置の適用が3週間延長されたため、協力いただいた店舗へ、第2期の協力金を支給するものでございます。

（1）要請期間は、令和4年2月14日ゼロ時から、3月6日24時までの21日間。

（2）要請内容等につきましては、対象施設、営業時間の短縮及び、酒類提供の制限、会食人数の制限は、前回と同じでございますが、第2期での変更点として、にいがた安心なお店応援プロジェクト認証申請中の店舗は、認証を受けるまでは酒類提供禁止で、営業時間は20時までとなります。

（3）申請期間は、3月7日から4月15日までとなります。

裏面に県からの通知を掲載いたしましたので、条件等、ご確認ください。

続きまして、2、道路除排雪事業でございます。

今冬の降雪につきましては、山間部を中心とし、降雪量が多い状態であり、今後の降雪に対応す

るため除排雪経費を追加するものでございます。

(1) 予算状況は、当初予算及び8号補正を合わせまして、約5億4,000万円ではありますが、1月末で4億4,432万5,000円、82.3%の執行率となっており、過去の執行状況から1億5,000万円を追加したいものでございます。

(2) 執行状況は、地域別の今年度の見込み及び、過去5年間の決算状況になります。

それでは、議案書に基づきまして、ご説明いたします。

補正予算額は、4億2,230万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費の81、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、今ほどご説明いたしました拡大防止協力金で、2億6,700万円、ほか給付業務委託料で530万円の追加になります。

8款2項2目道路除排雪費、1、道路除排雪事業は、除排雪委託料1億5,000万円の追加であります。

次に、歳入について、ご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税は、所要な一般財源として特別交付税を充当、16款2項5目商工費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力事業補助金で、補助率10分の10であります。続きまして、第2表繰越明許費の補正について、ご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る翌年度に繰り越す金額につきまして、申請期間を4月15日とすることから、第2期分として繰越額を2億円追加し、3億円としたいものであります。

説明は、以上でございます。よろしくご説明いたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第4号から同第14号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第4号から同第14号までを一括議題といたします。

提案理由の説明と併せ、令和4年度の施政方針について、市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第4号から同第14号までの令和4年度各会計予算案を提案するに当たり、新年度に向けて、私の所信の一端と主要施策の概要について申し上げます。

昨年この場でも新型コロナウイルス感染症の収束を願い、アフターコロナの地域づくりに向けた所信を述べましたが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症への対応に終始した1年となってしまいました。

市民の皆様には、長引く自粛や移動制限などの規制により、日常生活における窮屈さと先行きに対する大いなる不安を抱かれているものと認識いたしております。

しかしながら、オミクロン株の感染拡大などにより、今なお市内でも多くの方が感染し、いつ自分自身や身の回りの大切な方々が感染して、隔離生活を強いられたり、命の危険にさらされている状況であります。

市としましては、改めて市民の皆様には感染拡大防止対策の徹底をお願いするとともに、3回目のワクチン接種など収束に向けた取組を進め、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている皆様に全力で支えてまいります。

また昨年は、私自身、5回目となる市長選挙が行われ、これまでの実績を多くの皆様からお認めいただき、当選できたものと考えております。市民の皆様の信任に応えるべく、5期目の任期に全力で取り組もうとした矢先に、官製談合事件をはじめとする不祥事により、市民の皆様の信頼を裏

切る形になってしまったことに対し、この場をお借りして、改めてお詫びを申し上げます。

失った信頼を回復するには、選挙でお約束した公約をベースに策定し、新年度からスタートする第3次総合計画の各施策を実現し、成果でお示しする以外ないと考えております。新年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応と、アフターコロナに向けた持続可能なまちづくりに向けた取組を着実に実行してまいります。

このような状況の中で、国・県における予算の概要についてですが、令和4年通常国会の施政方針演説の中で岸田総理大臣は、信頼と共感の政治姿勢は堅持しつつ、新型コロナに打ちかつことに全身全霊で取り組んでいくとし、その上で、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るといたしております。

そのための予算として国の新年度予算は、昨年同様、令和3年度補正予算を含めた16か月予算とし、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策で定める4つの柱、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、社会経済活動の再開と危機管理の徹底、新しい資本主義の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保に取り組むとともに、経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方針による歳入・歳出両面の改革を着実に進めるといたしております。

予算総額は、107兆5,000億円、対前年9,800億円の増で、令和3年度補正予算35兆9,000億円を加えると143兆4,000億円となり、昨年に引き続き、過去最大の予算規模となっております。

地方財政計画については、国税及び地方税の増収を背景に総額90兆5,000億円、対前年7,600億円の増額となっております。

歳入では、地方税及び地方譲与税を43兆8,000億円、対前年3兆9,000億円、9.8%の増額を見込んでおります。地方交付税に関しては18兆、対前年6,000億円、3.5%増を確保しておりますが、臨時財政対策債を1兆7,000億円、対前年3兆6,000億円、67.5%減とし、大幅に減額いたしており、一般財源総額では、前年度とほぼ同額となっております。

歳出では、地域社会のデジタル化を推進するため2,000億円が計上されたほか、公共施設等適正管理推進事業費に脱炭素化事業が追加され、事業費も1,000億円増額の5,800億円となっており、事業期間も5年間延長となっております。また、まち・ひと・しごと創生事業費については、引き続き1兆円が確保され、人口減少や少子高齢化などの課題に地方が自主的かつ主体的に取り組めるよう配慮がなされております。

次に、新潟県の新年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとし、総額を1兆3,562億円、対前年512億円、3.6%の減額といたしておりますが、令和3年度2月補正予算と一体編成し、総額を1兆4,623億円、対前年29億円、0.2%の減額といたしております。

歳入では、堅調な企業業績を背景に県税及び譲与税を対前年12.3%の増とし、県税収入等の増加により、普通交付税及び臨時財政対策債を13.9%の減額といたしております。

行財政改革の取組は、令和13年度以降に迎える公債費負担のピークを見据えつつ、国への働きかけによる財源確保や歳出歳入改革により、基金の取崩し額を30億円、対前年42.9%の減額を実現いたしております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と社会経済活動の維持・回復を図るとともに、

ポストコロナ社会を見据えた中長期的な取組として、昨年同様、分散型社会への対応、脱炭素社会への転換、デジタル改革の実行の3点を掲げ、より具体的な取組を着実に実行していくといたしております。

このような国・県の状況を受け、令和4年度の市政運営の基本的な考え方と予算の編成方針、並びに施策の概要について申し上げます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、第3次総合計画のスタートの年度となり、重点課題としている人口減少対策、住み続けたいくなるまちづくりへの取組を、健康、地域経済、教育を重点項目として、様々な分野において公民連携の下、一丸となって着実に実行していく必要があります。

このための令和4年度の予算編成においては、総合計画の3つの重点項目に併せ、次の3点を重点施策といたしました。1点目は、「地域経済の循環」、2点目は、「地域医療の充実」3点目は、「教育の推進」、であります。

1点目の地域経済の循環におきましては、新型コロナウイルス感染症により様々な業種において甚大な影響が出ているものと認識いたしております。これまでも元気応援券や今すぐU t a g eキャンペーンなど、市民の皆様にご好評をいただいた取組を実施してまいりましたが、第6波までの感染拡大により、今なお苦しんでおられる事業者の皆様がおられます。こういった皆様方のご要望に少しでも迅速に対応するために、当初予算の段階から元気応援券発行事業、今すぐU t a g eキャンペーン事業、事業継続給付金事業、誘客支援事業を盛り込み、対応してまいります。これらの経済対策事業は、時期や内容を現段階では定めず、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、適切な時期に必要な内容で実施してまいります。

さらに、経済対策だけではなくて影響を受けた市内経済の復興、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた取組を着実に実行してまいります。

自治体新電力事業では、当市の豊かな水資源を生かした自治体新電力会社設立に向けて、事業の採算性など地域資源活用に係る可能性について調査を行います。事業性や採算性が見込めると判断した段階で、速やかに自治体新電力会社を設立し、エネルギーの地産地消の実現に向けた取組を展開してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症により、人々の働き方、行動や思考に大きな変化が生じております。先日発表された総務省の人口移動報告を見ても、東京23区で初の転出超過になるなど、人口集中のリスクが認識され、人々の目が地方に向いております。これをチャンスと捉え、多様な働き方推進事業やワーケーション推進事業などにより、新たな労働力を発掘し、先日、立地協定を締結した株式会社DONUTSのような、地方への新たな仕事の流れについても好機を逃さないように取り組んでまいります。

2点目の地域医療の充実におきましては、市内でも新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生するなど感染者の発生が続く中、医療現場で働く皆様、また、ワクチン接種にご協力いただいている医師会の皆様などで、医療関係者全ての皆様に、この場を借りて改めてお礼を申し上げたいと思っております。

第3次総合計画の策定のために行った市民アンケートの中でも、市民の皆様のニーズの一番は、医療体制の維持でした。安全・安心な医療提供体制なくしては、持続可能な地域の存続はないもの

と考えております。市内基幹病院である糸魚川総合病院の診療科目の維持、充実を図るとともに、県が策定する地域医療構想への位置づけ、二次医療圏域を含めた救急医療体制の確保に努めてまいります。

医療人材確保対策事業では、これまで医師、医療技術者への就学資金の貸与等を行ってまいりましたが、対象職種に救急救命士等を加えたほか、新たにU I ターンで市内に就業する看護師に対し、ふるさと就職資金の元金返済の一部を補助する制度を設け、看護師確保に努めてまいります。

また、救急医療対策事業や医療施設等設備整備事業など、特別交付税で措置される地域医療維持に係る経費を財源に、糸魚川総合病院に対して支援を行ってまいります。

3点目の教育の推進につきましては、学校における学習の環境が大きく変化いたしております。国のG I G Aスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末が配付され、授業での活用の幅が、さらに広がってきております。子供たちの可能性や学習の幅をさらに広げるために、学校におけるI C T環境のさらなる整備を進めてまいります。

また、子供たちの将来に向けて市内企業の仕事を知ってもらい、キャリア意識を醸成するキャリア教育フェスティバルを引き続き開催するほか、市内3校の高校の特徴を進展し、子供たちの将来への学びをサポートする高校魅力化コーディネーターを配置いたします。

新型コロナウイルス感染症は、学校教育の大きな行事でもある修学旅行にも影響を及ぼしております。フォッサマグナミュージアムの教育旅行の受入状況からも分かりますが、首都圏や有名観光地など感染リスクの高い教育旅行先から、より学習要素の高い体験学習を重視した旅行先へ変化をいたしております。このことは、これまでジオパーク活動を積み上げ、ユネスコ世界ジオパークに認定されている本市にとって、地域振興につなげるチャンスだと捉え、昨年放送されたブラタモリによる効果とも合わせた体験教育旅行の誘致を進めるとともに、国の天然記念物に指定されたフォッサマグナパークの周辺整備に取り組みます。

そのほか、新規・拡充といたしまして、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する本市出身の大学生等を対象に、出身大学生等応援事業を引き続き実施するほか、首都圏から地方への流れの中で移住・定住を促進し、情報発信力の強化などに取り組んでまいります。

また、岸田内閣が提唱するデジタル田園都市構想に基づき、デジタル技術を活用した豊かな市民生活の実現に向けたD X推進計画を策定し、行政サービスのシステム化、効率化を図るほか、G P Sを使った道路除雪状況の見える化、除雪稼働時間の集計業務の効率化などに取り組んでまいります。

さらに、議員からもご提案いただきました犯罪被害者等見舞金制度を新設するほか、これまで行っていた障害者の交通費助成に加え、新たに市外療育機関への通所に係る高速道路料金への助成を拡充いたします。

これら重点施策への取組を含め、令和4年度一般会計予算総額は255億8,000万円、対前年6億1,000万円、2.4%の増となっております。

歳入におきましては、コロナ禍ではありますが、法人市民税が堅調で、市税全体では、対前年0.8%の増額を見込み、地方交付税におきましても、臨時財政対策債は大幅な減額となるものの、普通交付税、特別交付税の伸びにより、対前年0.6%の増額を見込んでおります。そのほか、国庫支出金に関しては、前年のワクチン接種対策費負担金による減、基金繰入金によりましては、ふ

るさと糸魚川応援寄附金が増えたことや、ごみ処理施設の償還が始まることにより、繰入金を増額いたしております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症に対応した経済対策などによる増額のほか、普通建設事業では、旧ごみ処理施設の解体に加え、学校のトイレの洋式化や体育館の大規模改修などの整備による増額が主なものとなっております。

特別会計では110億4,630万円で1.1%の増、企業会計では76億8,260万円、4.0%増とし、全会計の予算総額は443億890万円、対前年10億2,570万円、2.4%の増額としたところでございます。

以上、令和4年度予算案の概要と重点施策及び、その取組方針について、申し上げました。

冒頭でも申し上げましたが、新年度では、第3次総合計画のスタートの年であります。新型コロナウイルス感染症への対応とともに、総合計画の重点課題である人口減少対策、住み続けたいくなるまちづくりに対して、健康、地域経済、教育の観点を重点項目といたして、公民連携により取り組むこととして、持続可能なまちづくりを実現し、都市像に掲げる「翠の交流都市 すこやか さわやか 輝きのまち」に近づくことができるものと確信いたしております。新型コロナウイルス感染症の対応を理由に、委縮することなく、掲げた課題や目標に対して果敢にチャレンジしていくことが、市民の皆様の安全・安心や暮らしやすさ、ひいては住み続けたいくなるまちづくりにつながっていくものと考えております。

議会並びに議員の皆様から、ご理解とご協力を賜り、住民福祉の向上のため、一緒に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後となりますが、今年の干支は、壬寅（みずのえとら）であります。

厳しい冬を超えて新しく生まれる、立ち上がる、動き出すという意味があるそうであります。

毎年、新年度予算の記者発表の際に、その年の予算を一文字で示しておりますが、今年は「連」という一文字にいたしました。新型コロナウイルス感染症により移動規制や行動規制など様々な制限によって、人々のつながりが分断され、長年培ってきたつながりが途切れているのではないかと感じたからであります。こういった事態だからこそ、人と人とのつながりを大切にし、一緒に連携して前向きに取り組んでいくことが重要だと考えます。干支の意味のように、新型コロナウイルス感染症という苦境を乗り越え、第3次総合計画で定めた重点施策を着実に実現していくことにより、新たな価値やサービスを生み出し、様々な団体や事業者の皆様との連携の下、動き出す1年にしたいと考えております。

重ねてとなりますが、議会並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。議案第4号から同第14号までの提案説明とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑については、予算の大綱にとどめますようご協力お願いいたします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、議長を除く全議員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長を除く全議員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、利根川 正議員、阿部裕和議員、横山人美議員、新保峰孝議員、伊藤 麗議員、田原洋子議員、渡辺栄一議員、加藤康太郎議員、東野恭行議員、保坂 悟議員、田中立一議員、和泉克彦議員、宮島 宏議員、中村 実議員、近藤新二議員、古畑浩一議員、田原 実議員、以上17人を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました17人の議員を予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〈午前11時51分 休憩〉

〈午後0時03分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ、正副委員長を互選し、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に、保坂 悟議員、副委員長に、横山人美議員、以上であります。

ここで、1時まで休憩といたします。

〈午後0時04分 休憩〉

〈午後 1 時 0 0 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 7. 議案第 1 5 号から同第 2 1 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 7、議案第 1 5 号から同第 2 1 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 5 号は、糸魚川市コンプライアンス審査会条例の制定についてでありまして、市におけるコンプライアンスの推進を図るため、糸魚川市コンプライアンス審査会を設置いたしたいことから、新たに条例を制定いたしたいものであります。

議案第 1 6 号は、糸魚川市入札監視委員会条例の制定についてでありまして、市の入札及び契約手続における透明性及び公正性の確保を図るため、糸魚川市入札監視委員会を設置いたしたいことから、新たに条例を制定いたしたいものであります。

議案第 1 7 号は、糸魚川市個人情報保護条例及び糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の引用条項を整理いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 8 号は、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和を行いたいための所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 9 号は、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、環境施設整備基金及び公共施設等総合管理基金の設置目的を改めたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 0 号は、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国により非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、市の消防団員の報酬等を改定したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 1 号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでありまして、小滝辺地及び外波辺地の公共的施設を総合的に整備するため、計画を変更いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 8. 議案第 2 2 号から同第 2 5 号まで及び同第 3 0 号から同第 3 2 号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第 8、議案第 2 2 号から同第 2 5 号まで及び同第 3 0 号から同第 3 2 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 2 2 号は、糸魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、美山多目的集会施設の改修に伴い、新たに設置するワークスペース等の使用料を定めたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 3 号は、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、県の道路占用料の改定に準拠いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 4 号は、糸魚川市神道山公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神道山公園内のパターゴルフ場及びテニスコートを廃止いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 2 5 号は、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについてでありまして、国土交通省所管の公有水面を、県が、ふ頭用地として造成することについて、異議のない旨、回答いたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 0 号は、ガス事業会計補正予算（第 1 号）でありまして、収益的収支で、収入額 6 6 0 万円、支出額を 1, 1 0 0 万円増額変更するものであります。

議案第 3 1 号は、水道事業会計補正予算（第 1 号）でありまして、収益的収支を 5 0 0 万円増額変更するものであります。

議案第 3 2 号は、下水道事業会計補正予算（第 3 号）でありまして、資本的収支で、収入額を 7, 5 5 2 万 5, 0 0 0 円、支出額を 7, 5 6 0 万円増額変更するものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第26号から同第28号まで及び同第33号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第26号から同第28号まで及び同第33号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第26号は、糸魚川市犯罪被害者等支援条例の制定についてでありまして、犯罪被害者等への支援に関して基本理念を定め、施策を総合的に推進いたしたいため、新たに条例を制定いたしたいものであります。

議案第27号は、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の改正に伴い、未就学児の国民健康保険税被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第28号は、糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、修学資金を貸与する医療技術者に救急救命士等の職種を追加いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第33号は、糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,493万6,000円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第29号

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第29号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第29号は、令和3年度一般会計補正予算（第13号）でありまして、歳入歳出それぞれ5億7,096万6,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、えちごトキめき鉄道安定経営緊急支援事業の追加、4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加、7款商工費では、シーサイドバレースキー場と柵口温泉権現荘の指定管理料の追加、10款教育費では、小中学校の空調設備整備事業の追加、11款災害復旧費では、堆積土砂排除事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、普通交付税等を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

よろしく願いいたします。

ページ26、27ページ、観光費、事業ナンバー74、シーサイトバレースキー場管理運営事業（コロナ）の経費内訳と、その下の75番、柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナ対応）の経費内訳の中で、昨年の決算審査特別委員会で、集約で指摘させていただいてるとおりなんですが、費目別の説明を求めているんですが、なかなか私が思い描いているような説明が頂けてないものですから、この場でちょっと確約を取りたくて、今質問させていただきます。

シーサイトバレースキー場についても、前は、丸々ゼロ日稼働ということで納得したんですけども、今回、運営されてるわけですから、その辺も費目別の説明が欲しいということと、あと権現荘のほうも費目別の、どこがコロナ分なのかというところをやっぱり明確な説明をしていただきたいんですけど、その辺、約束ができるかどうか、ここで確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

シーサイドバレースキー場の収支の状況につきましては、前回、12月議会に提出しました、建設産業常任委員会に提出しました資料に基づきまして、売上げと支出につきまして、項目に沿って説明するよう今、資料をつくっているところでございます。

主な売上げの減少の状況といたしましては、コロナ禍によりまして、なかなかスキー場の1日のご利用者というのが減っている状況でありまして、例えばリフト券が半日になったりですとか、従来レストランで食事を取られていた方が、半日で帰られて、食事を取らなくなったり、また、半日で帰られたりということ、あと宿泊施設におきまして、団体等の利用者が減っているということから、コロナ禍の影響による減少を想定しておりまして、この分につきまして補正をお願いしたいものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

権現荘について、ご説明させていただきます。

基本的な考え方としましては、商工観光課と同じこととなります。考え方の一つとしては、12月議会での補正のところあるんですが、それ以降のお話ということで、それは10月までの補填でしたが、11月、12月、1月におきましては、コロナ以前のように戻っておりませんが、ある程度の売上げが出ておりましたので、この11、12、1月の3か月については、補填をしないという方針でございます。

まん延防止の指定が出ました1月の後半以降、大きく宿泊に対するキャンセルが舞い込んできました。具体的に言いますと、1月末で250名程度の、2月には予定されていたんですが、2月の宿泊、どんどん落ち込んでおりまして、現在、2月150名を割りそうだということでもあります。

また、3月につきましても、まん延防止の延長に伴いまして、宿泊予約が非常に少なくなってございまして、こちら現在、先週末現在61名の予約しか入っていない状況でありますから、こういった収入の減少の部分につきまして、補填をさせていただきたいというものでございます。

資料につきましては、また委員会までに整えたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

付託案件で委員会で細かな説明されるとは思うんですが、私が一番気になっているのは、コロナ分ということですので、通常の赤字分というものと明確な縦分け、もしくは線引きを明確にしてもらえれば、私としては、その金額が正当であれば認めたいと思っております。

ただ、議員の立場で、やっぱり市民に説明していく上で分かりにくいもの、もしくは、それは混

ぜこぜになってるんじゃないかと思われるような説明ですと、やはり理解がされない。私も、説明ができないということですとずっと言ってきたわけで、丸々この支払うことを反対しているわけではありません。ただ、明確な説明がないということで、ずっと言ってきたわけですので、その辺はよく理解した上で、きちんとした説明をしていただきたいと思います。

何度も言います。委員会付託となっておりますので、これ以上のことは聞きませんが、ぜひともよろしく願いいたします。もしそうしていただけると約束いただければ、答弁いただければと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

ご理解いただけるように丁寧に説明してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

商工観光課同様、説明のつく資料を提出させていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

了解いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、質問させていただきたいと思います。

まず最初に、22、23ページ、分割付託になると思いますので、総務文教常任委員会は省いた部分ということなんですが、大きく、ここの中の間、事業ナンバー21番、旧ごみ処理施設解体工事、これ減額幅が大きいですね。7,600万か、これはなぜこういう金額と、ここに上げてこなくちゃいけないのか、ちょっとお聞かせください。

それと、26、27ページ、今、保坂議員からもお話のありました権現荘の補助金の内容なんですけど、何で権現荘に、今は1月分までだよ。11、12、1か、コロナのまん防が、要するに出たのが11月の後半、1月の後半から。ということは、一応、上限の定めはあるけど、補助金はこれで終わりなのか。12月にたしか補助金出したはず、その辺を聞こうと思ったら、次の3か月分だと。じゃあその次の3か月分はどうなるのか。延々続けていくのか。民間が非常に苦しんで

るところに公の施設だけ特別扱いでいいのか。その辺をお答えいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えします。

今回の補正の減額でありますけれども、旧ごみ処理施設解体工事におきましては、当初の金額よりも53%ということで落札されたことから、請負差額が生じております。その差額分につきまして、今回、3月で減額補正をさせていただきたいというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

権現荘の補正について、説明させていただきます。

先ほどの申し上げたのとちょっと繰り返しになる部分もありますけれども、一応確認のためにということをお願いいたします。

12月に補正をさせていただいた補填につきましては、4月から10月分までということであり、先ほどの説明どおり、11、12、1月、この3か月については、比較的、以前のようにありませんけれども、少しはお客さんが入っていたということから、今回は補填をしないという結果になりました。

1月21日から、まん延防止の措置が出た以降、大幅にキャンセルが入っておりますので、そういったものに対して、2月、3月の2か月分のみ補填をさせていただきますが、現在、提案させていただいてるものは上限でありまして、3月におきましては、まん延防止が延長しておりますので、現在、休業を週4日休んでおりますので、そちらのほうの雇用調整助成金が入りましたら、そちらの部分については、減額ということになるというふうに思っております。

また、先ほど民間との差というようなお話もありましたが、こちらにつきましては、契約の中の感染症による影響ということで、不可抗力のリスクという形でやらせていただいておりますので、コロナの状況によっては、今後もこのようなことがあり得るというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

分割付託ということなんだから、あまり細かいことは言いたくはないですけど、市民厚生常任委員会に当たっては、今は「はびねす」のプールの設計費のダンピング問題が出てきてますよね。これらと併せて、旧ごみ処理施設解体工事のマイナス補正の7,600万というのは大きいということだ。だからやっぱり前にもダンピング疑惑を指摘したことがあります。議案として上がってくる時にしっかりと審査をするように。常任委員会の問題でもありますから、この高額過ぎる減額補正については、なぜかという。なぜ安く入札できたかということについては、しっかりと審査を

していただきたい。

それから、権現荘の問題は、一般質問や予算委員会でも、いろいろと追求していきたいと思いますが、議案として付託されてるんだよね。だから、建設産業常任委員会の問題だ。だから、建設産業常任委員会で、これに結論出すに当たっては、十分にいろんな声を聴いて、決して、座ってるだけで賛成しようか反対しようかと、わけも分からず賛成もしないように、常任委員会としてしっかりと協議を尽くすようにしていただきたい。誰が聞いても、これはしょうがないなというふうに、ただ、同業者の皆さんは、やはりこれはないわというふうに怒ってますし、これをリスク分担というけれど、十分この内容を見直す期間は、1年以上あったはずだ。それを調べてくるって。ほかの他市では、もう取り組んでいるのに、糸魚川市だけが完全に後れてる。この後れの原因というのをしっかりと追求していきいただきたいと思います。もちろん、私もやりますが、常任委員会が審査と、建設産業常任委員会で協議の場になったら発言権はございませんから、建設産業常任委員会の中でしっかりと協議をしていただきたいと思う次第であります。

私の質問を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごいませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

1点、お伺いいたします。

26、27ページの事業ナンバー75、柵口温泉権現荘管理運営事業に関してですが、もし権現荘が民間に譲渡されていたら、どのぐらいの支援金を受けることができるのか、そういうことは計算されたことはありますか。市が運営事業で助成する額と、民間だった場合のその額、市が多いうことはないとと思うんですけど、そんなことはないと思うんですが、そういうことを検討されたことはありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

民間で運営したら幾らで収まるかというような試算は、したことはございませんけども、年間でいいますと売上げで1億9,000万円程度の売上げがあれば、現在の施設ではペイできるぐらいの金額かなというふうに思っておりますが、昨年度の売上げでも1億4,000万円ぐらいでした。ですので、それぐらいの赤字が出ている状況ということでもありますので、補填をさせていただいたというような現状でございます。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後 1 時 2 8 分 休憩〉

〈午後 1 時 2 9 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

失礼いたしました。先ほど申し上げましたように、民間での営業をしたらどれぐらいというような試算はしておりませんが、仮に、民間にこちらのほうを譲渡して、営業したとした場合ということになります。現在も休むことで雇用調整助成金ですとか、そういった国の補助は受給しておりますけれども、そういったところを受給するということになります。仮に民間のほうに譲渡したということになれば、市からの補填金というのは発生しないものというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

この権現荘が、再スタートしたときの4億円近い金をかけて、市が改修するということになって、そのときのスタート時点の考え方と、今コロナになったんだけど、基本的な考え方は変わってないのかどうかということなんですよ。民間の業者の皆さんが、事業者の皆さんが、大変な状況になってると。そういうときに、いろいろ各委員から出てますけれども、糸魚川市が特別にここを、結果として支援するような、より多く支援するような形になっていませんかということを知りたかったです。もしそういうふうなことであれば、きちんとほかの業者の皆さんにも説明つくような形で、ぜひやっていただきたい。委員会で議論されるでしょうから、私はこの辺で止めときます。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によって、ご了承願います。

日程第11．請願第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 1 1、請願第 1 号を議題といたします。

本定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第 1 号は、建設産業常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後 1 時 3 2 分 散会〉

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員